

可児市農業委員会第12回農業委員会総会議事録

開催日時	平成30年12月3日（月）午後1時30分から2時45分
開催場所	可児市役所 5階第1委員会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、井藤 平榮、勝野 英俊、日比野泰成、 二宮 章二、鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、 山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、 可児すみ子、栗本 京治、溝口 知春
欠席委員	渡邊 千春
事務局	事務局長 渡辺 達也 課長 鈴木 広行、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第59号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第60号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許 可申請に対する意見について 第61号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見につ いて 第62号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対す る決定について 第64号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意 見について 第65号 下限面積（別段面積）の設定について 第66号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
議長	平成30年第12回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共 に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 農業委員の13番渡邊千春委員から欠席の連絡がありましたので、本日の農業委員の出席 委員は13名で、定足数に達しております。 また、推進委員については、出席委員は9名です。 これより、平成30年第12回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおり となっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は議長において、10番續 木明彦委員、11番兼松君子委員の両名を指名します。
議長	日程第2、議案第59号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意 見について」を議題といたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 59 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。

今回は 1 件の申請があります。

この案件は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中西、地目は畑、面積は 123 m²、農振地域外の 3 種農地です。

転用目的は、「隣接地を一体利用して、平成 12 年に新築した物置の追認」です。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は接続不要、無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みです。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言をお願いします。

可児(勉)委員 3 番可児が発表します。

場所は、今渡南小学校の東約 400m の住宅地の中。この申請は、事務局からの説明があったとおり、平成 12 年に倉庫を造ったということで、この一部が転用許可なしであったというものです。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第 2、議案第 59 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、「許可相当」として県に進達することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は「許可相当」として県に進達することに決しました。

議長 日程第 3、議案第 60 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 60 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。

申請の内訳は、使用貸借権の設定が 2 件、売買による所有権移転が 5 件の合計 7 件です。

受付番号 1 の案件は、広見の方と下恵土の方による祖母の土地への使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字八反田、地目は田、面積は 599 m²、農振白地の 3 種農地です。

転用目的は、「一般個人住宅を建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、L 型擁壁を敷設して、土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水は公共下水道へ排水します。

受付番号 2 の案件は、東帷子の方と東帷子の方による、妻の父の土地への使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字前田、地目は畑、面積は 297 m²、農振白地の 3 種農地です。

転用目的は、「一般個人住宅を建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック積みを敷設して、土砂等の流

出を防ぐとのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水、無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みです。

受付番号 3 の案件は、下恵土の方と多治見市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中土居外 1 筆、地目は田、面積は合計 1,176 m²、農振地域外の 3 種農地です。

転用目的は、「4 区画に宅地分譲する」とのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

これにつきましては、開発協議の対象案件になっています。

受付番号 4 の案件は、美濃加茂市の方と下恵土の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中西、地目は畑、面積は 306 m²のうちの 153 m²、農振地域外の 3 種農地です。

転用目的は、「隣接地を一体利用して、一般個人住宅の駐車場、駐車場進入路及び庭敷地を整備する」とのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

受付番号 5 の案件は、下恵土の方と下恵土の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字広瀬、地目は畑、面積は 392 m²、農振地域外の 3 種農地です。

転用目的は、「貸し資材置場を整備する」とのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

受付番号 6 の案件は、名古屋市北区の法人と東京都西東京市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字大東、地目は畑、面積は 330 m²、農振地域外の 3 種農地です。

転用目的は、「2 棟の分譲住宅を建築する」とのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

なお、この案件については、事業計画変更受付番号 1 と同時申請となっています。

受付番号 7 の案件は、各務原市の方と川合の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字烏帽子外 1 筆、地目は田、面積は合計 997 m²、農振白地の 2 種農地で、代替地の検討もされています。

転用目的は、「飲食店店舗併用住宅と駐車場を建設する」とのことです。

雨水排水は用悪水路へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

また、譲渡し人の所有する東側の田は、畑地転換して盛土を行うため、届出が出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

受付番号 1、広見をお願いします。

議 長

溝口（知）委員	<p>推進委員 9 番溝口が説明します。</p> <p>場所は、創価学会文化会館から北へ少し入ったところです。</p> <p>祖母の所有している土地に、孫が住宅を建てたいということで、使用貸借で申請が出ています。周辺の状況から見ても大きな問題もなく、隣地の説明も出来ているということで、特に問題はないと思います。</p>
議 長 勝野委員	<p>受付番号 2、東帷子お願いします。</p> <p>5 番勝野が、現地確認の結果を報告します。</p> <p>この物件は、南帷子小学校から西北に向かって約 400m の距離にあります。</p> <p>現地を見たところ、申請地に車庫が建っていますが、もともと素地は畑で、造成して現在車庫として使用している状況です。これを取り壊して、娘夫婦の個人住宅を建てたいということです。</p> <p>周囲は住宅に囲まれており、そういった意味でも何ら問題はないと思います。</p>
議 長 可児（勉）委員	<p>受付番号 3、4、5、下恵土お願いします。</p> <p>3 番可児が発表します。</p> <p>受付番号 3 ですが、この方は、高齢となり、農業を継続して行うことが不可能になってきたため、今回分譲地ということで申請されました。</p> <p>場所は、今渡南小学校の南東の角地、学校と隣接状態で、写真で見てもわかるように、周囲は次々と住宅地になってきているところにある農地です。</p> <p>一般基準判定等、事務局の説明があったとおり、すべてクリアされています。</p> <p>続きまして受付番号 4 ですが、場所は、下恵土東交差点から東側 100m くらい入ったところですが、ここも住宅地の中に農地があるということです。自分の土地に隣接したところを買い求められ、一体利用で駐車場として使用するということです。特に問題は見受けられません。</p> <p>受付番号 5 ですが、場所は、可児の工業団地上り口のあけぼの橋と、犬山街道西可児の方へ行った広瀬橋の間、ちょうどカーブしたところで、建設会社が資材置場として使用したいということで申請が出ています。会社事務所はすぐ北側にあり、商売が手広くなったということでの申請であり、特に問題はないと思われます。</p>
議 長 浅野委員	<p>受付番号 6、今渡お願いします。</p> <p>推進委員 1 番浅野です。受付番号 6 について、現地確認の報告をします。</p> <p>場所は、国道 21 号線今渡交差点より東南へ 200m のところです。三方が道路に面した土地です。</p> <p>転用目的は、9 月に宅地分譲 1 区画で申請が出された土地です。所有者より譲り受けた会社が、他の会社に転売、その会社より分譲住宅 2 棟を建築する形で申請が出ています。</p> <p>また、事変受付番号 1 と同時申請されています。</p> <p>上下水道は前面道路、公共下水道と各問題はありません。雨水排水は道路側溝へ流します。</p>
議 長 大澤委員	<p>現地確認の結果、問題はないと思います。</p> <p>受付番号 7、川合お願いします。</p> <p>2 番大澤が説明しますが、この物件は、図面を見ますと、今回右の部分細長く土地を残していますが、前回ここを含めた形で転用許可を取ってみえたと思いますが、取り下げ</p>

をされたんですよ。

事務局 はい。取り下げとなっています。

大澤委員 そうですね。前回の時は1,000㎡を超えていたということで、開発協議ではなかなか市との折り合いがつかず、かなりお金がかかってしまったそうです。

今回改めて1,000㎡をきって行うという話を聞きまして、それについて私の方も、東側に残された土地を使えないような形で残されるのはダメですよ、と指導したところ、東側を畑として、北側から乗り入れできるようにして耕作しますということですので、それなら必ず農機具が入れる形を取ってくださいということをお願いし、承諾いただけただので、そういうことであれば、止むを得ないかと思えます。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

日比野委員 受付番号7の案件ですが、説明は十分わかりましたが、行政の立場としてこういうケースは許可しなければいけないものですか。

事務局 基準に則った形で申請が出されている以上、受理しなければいけないということになっていますので、今回の案件は受付しました。

大澤委員 地元の農業委員としましても、開発協議を逃れるために減らすというのは、あまり良くないと話しましたけれど、可児市の開発協議でいきますと、かなりの金額がかかるということで、L型のU字溝の深いもの、変則側溝というんですか、を入れて、横のところも全部入れてとなると、とにかくお金がかかってとてもとてもやれないそうです。市とも相談されたということで、書類は一度取り下げて、正式に出されればそれは止むを得ないということ、農業委員としては、残した農地をしっかりと管理されれば書類上止むを得ないのではと、私としては解釈しました。

日比野委員 今の話ですと、L型などやって工事費がたくさんかかるからということですよ。L型でなくて、下に小さい擁壁をして法面でやるということは、開発協議の中では許されない話なんですか。

事務局 開発に係ることで、こちらの方では基準などは把握していないので、即答は避けたいと思います。確認させていただきます。

大澤委員 今の話ですが、私が確認した中では、開発協議の方としてはそれだけやらなければ許可しない、という話をされたということです。面積が減る分残念ですが撤退します、という話です。

日比野委員 確認は、いつできますか。

大澤委員 私の方の確認の中では、結果的に書類をこのように出されればこれで進める、これならいいという話で了解を取られて、この方はこれでいくということですので、今後市の方から安くするから全部買いなさいと言われても、買われなと思います。これで許すかどうかということだと思います。書類もきちんと整って、残す農地もしっかり耕作するということであれば、止むを得ないと私は理解します。

事務局 今、大澤委員がおっしゃるとおりだと思います。こちらからの提案によって計画が変わるということはないと思います。たとえば、営農に支障があるとかということでの計画変更ということなら、農業委員会として意見を付けていただければ、こちらからお伝えはしますが、開発協議に踏み込んでということはないという風に理解しています。

もう一つ、残る農地についても、大澤委員がおっしゃるとおりで、これが営農不可能な残し方をすると、県としても許可を下ろしませんので、これに関してはきちんと営農していただくということを条件にというのは、そのとおりだと思います。

勝野委員 今の残った農地の件ですが、たとえば、2年後に農転が出てきた場合はどうなるのですか。

事務局 開発上は3年の縛りがありますので、それを過ぎましたら農転可能です。

勝野委員 ということは、4年過ぎればいいということですか。

事務局 はい、出てきた時の内容で審議ということになります。

勝野委員 その時の内容と言われても、その隣りが宅地化されていて、これだけの面積はダメですとは、まず農業委員会では言えない気がするんですよね。書類上、1,000㎡をきって、いわゆる大規模開発に該当しない案件だからOKですよ、と残りの部分が目に見えていると思うんですね。とりあえず3年は耕作しましょう、それでもたとえばそこへ柿の木でも植えればそれでOKなんですよ。あと草さえ刈っておれば。ちょっと私、腑に落ちない気がします。法的にはわかります。わかりますけど、一旦出しておいて、開発協議をしたらうまくいかない、お金がかかるからこれだけきって、ほとぼりが冷めた4年後に農転かけようというのが見え見えのような気がします。私は、これはダメだとは言いませんが、何か歯止めを考えないと、今後も同じようなことが出てくるのではないかという気がします。

議長 その他何かございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第3、議案第60号、「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、これを「許可相当」として県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は「許可相当」とし、県に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第61号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第61号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は2件の申請です。

受付番号1の案件は、当初事業者の名古屋市北区の法人と事業承継者の東京都西東京市の法人による売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

土地の概要は、今渡字大東、地目は畑、面積は330㎡、農振地域外の3種農地です。

転用目的は、「2棟の分譲住宅を建築する」とのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

なお、この案件は、農地法第5条、受付番号6と同時申請となっています。

受付番号2の案件は、競売により、当初事業者の川合北の方から、事業承継者の下恵土の法人に所有権の移転がされており、転用の目的の変更により、事業計画変更の承認を求

めるものです。

土地の概要は、川合北一丁目外1筆、地目は畑、面積は合計265㎡、農振地域外の3種農地です。

転用目的は、「1区画に宅地分譲する」とのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。
受付番号1、今渡をお願いします。

浅野委員 推進委員1番浅野です。受付番号1について、現地確認の報告をします。
場所は、5条受付番号6で、分譲住宅2棟建築申請が出ている同じ土地です。
当初計画者は、1区画に住宅を分譲する予定でしたが、承継者から分譲住宅を2棟建てたいという申し出があり、5条受付番号6と同時に申請が出ています。

一般基準判定につきましては、5条受付番号6と同じです。

現地確認の結果、問題はないと思います。

議 長 受付番号2、川合北をお願いします。
大澤委員 2番大澤が説明します。

この土地につきましては、前の地主さんが家を造るために造成工事をして宅盤になっております。この土地を、理由があつて競売にかけられて業者に移ったということで、この業者は、自分で建てるということではなく、宅地分譲にするということです。

個人住宅から宅地分譲という形に変わっただけですので、特に問題はないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第4、議案第61号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、「承認相当」として県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は「承認相当」として県に進達することに決しました。

議 長 日程第5、議案第62号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第62号、土地現況確認申請書（非農地）について、説明させていただきます。
申請は2件です。

受付番号1の案件は、川合の方が所有する畑です。

土地の概要は、川合字前畑、地目は畑、面積は115㎡です。

昭和35年頃まで耕作していましたが、その後宅地の状態になり、昭和43年に物置が建築され、現在に至るとのことです。

受付番号2の案件は、川合の方が所有する畑です。

土地の概要は、川合字前畑外1筆、地目は畑、面積は合計274㎡です。
昭和15年頃から宅地の状態となり、昭和49年に住宅が、昭和57年に車庫が建築され、現在に至るとのことです。

なお、今回の案件には、2箇月前の総会で時効取得として出された筆が2筆含まれています。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。

受付番号1、2、川合をお願いします。

大澤委員 2番大澤が説明します。

受付番号1、2、両方とも、私の記憶がある限りでは、すでに宅地として使用してみえたものです。もう40年以上も前から宅地として、家も建っていますし、利用してみえました。20年という基準の年月より、もうずっと前から住んでみえますので、非農地であると証明できると思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第5、議案第62号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第6、議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第63号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定は、使用貸借2件です。

受付番号1の案件は、愛知県刈谷市の方と大森の法人との使用貸借権の設定です。

土地の概要は、久々利字一丁田の農振農用地で、地目は田、面積は2909㎡で、平成36年12月までの6年間、利用集積を図るものです。

受付番号2の案件は、下切の方と下切の方との使用貸借権の設定です。

土地の概要は、下切字宮之前的農振農用地で、地目は田、面積は201㎡で、平成35年12月までの5年間、利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第6、議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は、これを「承認」し、市長宛てに報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

- 議 長 ご異議ないものと認め、本案件を「承認」し、市長宛てに報告することに決しました。
- 議 長 日程第7、議案64号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事項に対する意見について」を議題といたします。
- 事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。
- 議 長 議案64号、時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事項に対する意見について、説明させていただきます
- 議 長 今回、平成30年10月19日付で岐阜地方法務局美濃加茂支局より、1件1筆の時効取得の登記申請があった旨の通知がありました。
- 議 長 このことを受け、農業委員会は実情を調査し、岐阜県知事に報告することになっております。
- 議 長 それでは、説明します。
- 議 長 土地の概要は、兼山字宮町、農振区域外の農地で、地目は畑、面積は287㎡です。
- 議 長 占有に係る利用状況は、製材所敷地と建物であり、農地性がないことから、権利者に対して非農地申請を行うよう指示しました。以上です。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。
- 議 長 14番山田が、現地確認の結果を説明します。
- 議 長 物件の概要は、兼山地区の可児市観光交流館の南200m、宮町公民館前の交差点を少し入ったところですが、土地の権利者が、50年前から製材所として使用しており、宅地として納税もしています。登記上の当事者は、遠方に住所があるため、時効取得となったわけです。
- 議 長 現況は、コンクリート張りで農地性がないため、非農地申請を出すように指導しています。
- 議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
- 議 長 【質疑なしの声多数あり】
- 議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
- 議 長 日程第7、議案第64号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事項に対する意見については、「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事項調査書」(案)のとおり、県に報告することにご異議ございませんか。
- 議 長 【異議なしの声多数あり】
- 議 長 異議ないものと認め、本案件は、「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事項調査書」(案)のとおり、県に報告することに決しました。
- 議 長 日程第8、議案第65号「下限面積(別段面積)の設定について」を議題といたします。
- 議 長 それでは、事務局の説明をお願いします。
- 議 長 議案第65号、下限面積(別段の面積)の設定について、説明させていただきます。
- 議 長 農地法第3条の許可基準の一つに、「農地の権利取得後の経営面積が原則として都府県50a、北海道2ha以上になること」という規定があります。これを一般には「下限面積制

限」といいます。

平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりました。

このことにより、兼山地区を除く可児市では 30 a、兼山地区においては 20 a となっています。

また、「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議し、ホームページ等で公開することになっています。

算定基準の概略について説明します。

単位はアールで、10 a 以上 1 a 単位となっていますが、運用上 10 a 単位としています。

農家は、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯を対象としています。

基準としましては、定めようとする面積未満の農地を所有している農家戸数を可児市の農家戸数で割った値が、概ね 4 割を下回らないという基準に基づき設定しています。

なお、ここでいう農家戸数は、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯を対象としていますので、10 a 未満農家数を差し引いた数となっています。

この基準をもとに、農家台帳データで集計を行いました。

兼山地区を除く可児市では、表を見ていただくとおり、4 割となるのが 25 a です。（24 a 未満は 38.4%、25 a 未満は 40.3%）

兼山地区では、4 割となるのが 14 a です。（13 a 未満は 35.9%、14 a 未満は 43.6%）

このことから、議案第 65 号、平成 31 年度の下限面積（別段の面積）の設定については、次のとおりとします。

兼山地区を除く可児市については、方針として、農地法施行規則第 17 条第 1 項の基準に基づき、現行の下限面積 30 a は変更しません。

理由としましては、20 a に引き下げると、農家割合が 4 割を下回るためです。

兼山地区については、方針として、農地法施行規則第 17 条第 1 項の基準に基づき、現行の下限面積 20 a は変更しません。

理由としましては、10 a に引き下げると、農家割合が 4 割を下回るためです。

以上で説明を終わります。

議 長
日比野委員

只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

この計算の仕方について、よくわかりませんので、もう少し詳しく教えていただけませんか。

事 務 局

もともと、定めようとする面積未満の農地ということは、つまり小さい農地を経営しているところ、たとえば、兼山地区以外であれば 30 a、3,000 m²という規定がありますが、持っている農地が 2,000 m²とか 1,500 m²といった農家さんの数が、全体で 4 割を下回ってはダメですよ、という規定があるということです。

下げていくと農地は持ちやすくなりますが、4 割を下回るところまで下げてはいけませんよ、ということになっています。そのボーダーラインが、先ほどの説明のとおりです。

日比野委員

そういうことですね。

事務局 下げれば下げるほど、農地の取得は容易になりますが、下げ過ぎはいけませんよ、という事で、4割は30aや20aの基準よりも小さい面積だけを持っている農家さんを残さない、下げ幅が決まってしまうんですね。非常にわかりにくいですけど。

ここでいう農家さんの定義というのが、1,000㎡以上耕作しているところを規定していますので、それ以外のデータは除いてあります。たとえば、相続とかで1㎡に満たない農地を持っている人もいますので、それを含めると数字がおかしくなってしまうので、1,000㎡以上のところを農家という定義にしてあります。

それともう一つ、1a単位になっているので、たとえば、30aを25aにすることも出来なくはないです。ただ、1a単位にしてしまうと、毎年動いてしまう可能性があるのと、県内を調べたところ、全て10a単位となっています。1a単位を採用しているところはないということもありまして、可児市も同様に10a単位にしています。

議長 その他何かご質問等はございませんか。

議長 【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議長 日程第8、議案第65号、「下限面積（別段の面積）の設定について」は、原案どおり下限面積を設定することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案どおり下限面積を設定することに決しました。

議長 日程第9、議案第66号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」を議題といたします。

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第66号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、説明させていただきます。

事務局 今回、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めることになっているのは、農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき行うものです。

事務局 この指針は、平成25年12月10日に農林水産省・地域の活力創造本部が決定し、平成30年6月1日に改正しております。「農林水産省・地域の活力創造プラン」の目標で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標にするものです。

事務局 この目標に対して、次に掲げる3つについて目標を掲げ、活動を行っていくこととなります。

事務局 一つ目としましては、「遊休農地の解消」です。

事務局 解消目標としましては、現状の面積を目標年度までに半減させることを目標にします。

事務局 具体的な取り組みとしましては、農業委員のみなさんが今まで行っていたとおり「農地の利用状況調査」やその結果に基づき、農地所有者に対して行う「利用意向調査」を通じて、担当地区の農地相談などを行います。農業委員、推進委員さんに、日常の活動を通じて、担当地区内における耕作状況の把握と借り手の発掘を図ります。

事務局 利用状況の調査と同時に実施します、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類に区分された荒廃農地については、調査の中ではみなさんに3と書いていただ

いている分類区分のものですが、「非農地判断」を実施して、守るべき農地を明確にしてい
くということになります。

二つ目ですが、「担い手への農地利用集積」です。

担い手への集積目標としましては、農地面積の4割としました。

国の「農林水産省・地域の活力創造プラン」では、8割としていますが、現在の本市の
集積状況を勘案して設定したものです。

具体的な取り組みとしましては、農業会議、農地中間管理機構、農協等と連携し、農業
の存続が難しい農家の意向を把握し、農地中間管理機構などを活用するなど、利用集積を
図ります。

農業委員・農地利用最適化推進委員の日常活動を通じて、担当地区内における農地利用
の集積・集約化の普及に努めます。

三つ目ですが、「新規参入の促進」です。

新規参入の目標としましては、2年間で個人としては1人、法人としては1法人の新規
参入を目指します。

具体的な取り組みとしましては、農業会議、農地中間管理機構、農協等と連携し、新規
参入希望者の把握と相談対応により、新規参入の促進を図ります。

担い手が十分いない地域については、企業も地域の担い手になり得る存在であることか
ら、農地中間管理機構も活用しつつ、積極的に企業の参入の促進を図ります。

なお、今回制定する指針というのは、推進の状況を検証する中で、必要に応じて目標値
を見直していくこととなりますので、申し添えます。以上です。

議 長
大 澤 委 員

只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

お尋ねしますが、農地中間管理機構等を活用して、とありますが、農振農用地の土地と
いうのは借りて農業をやろうと、3反くらいであったら借りてやってあげましょう、とい
うのはありますが、川合、今渡、下恵土などは土田でもそうですが、1,000㎡か800、600
㎡といった小さい農地がたくさんあるのですが、これもちょっと困ってみえて、誰か借り
てくれませんかといった話があった時に、農協に聞いたら、農振農用地でない農地は借り
ません、という話なので、そうすると、そういった農地は結果的に中間管理機構に出して
もダメだということだと思んですけど、そういうことですか。

事 務 局

実質、中間管理機構自体は、農振地域内の農地を借りるということでやっています。

ただ、中間管理機構への貸付の協議を勧告した農振地域内の遊休農地については、固定
資産税が増税になるペナルティがあります。なお、所有者が中間管理機構へ貸付の意思表
示を行った場合は、適用されません。

大 澤 委 員

結果的には、借りてくれないので、自分で作らなくてもいいから草の守りはしてくださ
いということだと思いますが、その草の守りが出来ないから借りてほしいというのが実状
なんです。そういう中においても、農振農用地でない土地というのは、これからどんどん
農転が出てくると思うんですよ。川合でも、やれない場合どうしましょうと聞かれた場合、
もう売ちなさいと言うんですけど、そんな農業を守りなさいということをとてもない
無理な話なんです。農業委員会がそんなことを言っても私も叱られますけど、現実問題、
田んぼで米を作ったら絶対赤字なんです。その赤字をやれという行政もおかしいと思うし、
指導するのもおかしいと思います。本当に農地が大事で、先行きのことを考えて農地は保

全しましょうという話であれば、何かもっと他の事を考えないと絶対無理ですし、荒廃農地を減らそうという努力はわかりますが、農振農用地以外の農地は、増えていくと思います。

目標面積の管内の農地面積というのは、農振農用地の面積だけですか。資料に出てくる現状の1,136haというのは、川合とか今渡地区のものも入っているのですか。入っているんですよ。これは目標なので結構なことですが、とても無理な数字だと思いますが、その辺りはどうなんですか。目標なので、これに賛成してくださいということであればOKはしますが、かなり無理な話だと思いますが、どうでしょうか。

奥村委員 関連事項になるかと思いますが、集積面積がありますよね、この集積面積は農業委員会に届けた分だけなのか、それ以外の部分も含まれているのか。

事務局 まず、奥村委員からの質問ですが、農業委員会に申請があり、把握している分だけになります。

奥村委員 現状は、農業委員会に届出されてなくて、担い手が受けている面積はまだたくさんある気がします。個人的に行っている人もいると思われまので、もっと集積率は上がるような気がします。もっと具体的に調査したらいいかと思います。また、実際、中間管理機構を利用するにあたってのメリットがよくわからない、制度も変わったようにも思うので、具体的にわかりやすく説明した資料などあればいただきたい。

事務局 わかりました。中間管理機構を利用することのメリット等について、今回すぐに準備できませんので、次回の総会の時にご提示させていただきます。

奥村委員 はい。

事務局 先ほど大澤委員が言われた遊休農地の面積の関係ですが、半減ということを目標という形で、案としては作らせていただいています。可茂農林事務所にも相談していますが、半減でももう少し低めでも、実際可能な範囲で挙げただけであればということで、本来は今現在11haあるなら解消をすべてするのがありがたい、ということですが、現実的には無理です。先ほども言われましたように、農振農用地以外の農地については、これからも遊休農地の解消ということは金銭的にも難しい話で、今後の課題だと思います。これについては、市長部局の方とも相談しながら、農地活用プランといったところでいろいろと研究しながら進めていくところだと思います。農振農用地については集積という話がありますが、それ以外の農地はトラクターも入れないようなところもたくさんありますので、そういったところをどのように活用していくかということについては今後の課題、なかなか解決は非常に難しいと個人的にも思いますが、可児市の実情としてはこのようなおりですので、目標5.9というのを掲げまして、必要に応じて見直しを考えていけばいいかと思います。もう少し下げるとのご意見で決まれば、それでも結構ですけど、半減ということでどうかということ案として出させていただきました。

議長 その他何かございますか。

日比野委員 この66号は今日議決するんですよ。日付が入っていないですが。

事務局 日付につきましては、決定した日をもって指針の決定日にさせていただく予定です。併せて公表ということになります。

議長 その他何かございせんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第 9、議案第 66 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」は、原案どおり指針を定め、これを公表することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案どおり指針を定め、これを公表することに決しました。

議 長 以上で、審議案件は終了しました。

事務局 続きまして、農地法関連の報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項について事務局から説明させていただきます。

1 つ目ですが、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、11 月 1 日から 11 月 30 日までに届出があった 11 月受理分について報告します。

土田の方外 4 名からの届出があり、田 3 筆、面積は 3,517 m²、畑 11 筆、面積は 5,331.55 m²、合計 14 筆、8,848.55 m²です。

続きまして 2 つ目、農地転用許可権限等に係る指定市町村の指定について、説明させていただきます。

可児市におけます 4 条・5 条の農地転用許可につきましては、現在岐阜県が行っています。この許可権限を、農林水産大臣から指定市町村の指定を受けまして、本市で転用許可を行うというものです。

指定市町村というのは、第 5 次地方分権一括法によりまして、農地法の一部改正において優良農地を確保しつつ、地域の実情に応じた土地利用を行う観点で都道府県と同様の権限を持ちます。本市では、平成 29 年度に策定した農地活用ビジョンで、優良農地の確保と都市的土地利用をある程度受け入れる地域との二面的な管理を行っておりまして、可児市らしい農地活用の推進を図るとともに、迅速な公共事業の実施、本市転用許可の権限において、現状に応じた転用指導や申請受付から許可までの期間短縮で申請者の早期の事業着手など、効果的な事業を行っていきたくと考えております。

農業委員会としましては、農業委員会としての役割は特に変わるものはありませんが、更なる転用指導や慎重な審議を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。主には、4 条・5 条を県に進達しているのを、市長に進達するという風になるということです。

今後のスケジュールとしましては、記載のとおり、12 月中に国に申請しまして、3 月の下旬に国による告示を受けまして、周知期間を 3 箇月取り、7 月 1 日から指定市町村として適用開始することを目指したいと。県内で指定市町村の指定を受けていますのは、岐阜市と大垣市で、可児市が指定を受けることになれば、3 例目ということになります。

以上で、現在指定市町村の指定に向けて順次進めておりますので、ご連絡、ご報告させていただきます。何かご質問があれば、承ります。

大澤委員 お尋ねしますが、今までは県に送っていたものを市長に送るわけですね。そうすると、農業委員会としては、農業委員会事務局がまとめたものを、市長の方に出す。そうしたら市の執行部の方で許可を出されるということですね。今で言うと、許可を下ろすのは何課が担当になるのですか。

事務局 農業委員会事務局は市長部局ではなく、行政委員会としての受付処理と進達をしていま

す。今、県が行っている許可事務については、農業委員会事務局が、職員を1人増員して、市長部局の兼務辞令も受けまして、併せて事務を行っていくという形で考えております。

指定市町村の指定については、他はよろしかったですか。

では、順次進めさせていただきますので、ご承知よろしく申し上げます。

議

長

これもちまして、平成30年第12回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。

誠に、ご苦労様でございました。

<その他>

連絡事項

1. 今後の日程

①平成30年度東海・近畿ブロック女性農業・推進委員研修会及びぎふ農業委員会女性ネットワーク視察研修会（静岡県掛川市）

12月12日（水）～12月13日（木）

参加者 兼松農業委員、可児推進委員

②現地確認 12月27日（木）

③平成31年第1回総会 1月7日（月）午後3時頃から

④平成30年度農業委員会視察研修会について 平成31年2月中、下旬